

第三期射水市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査等業務委託仕様書

1 委託業務名

第三期射水市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査等業務

2 委託期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

※本業務については、国の方針や手引き等を踏まえ実施することになるため、期間延長となる可能性がある。

3 委託業務の目的

本業務は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）の規定に基づく「第三期射水市子ども・子育て支援事業計画」（計画期間：令和7年度～令和11年度。以下「第三期計画」という。）を令和6年度に策定するにあたり、今年度、ニーズ調査を実施し、射水市の現状と課題を把握するとともに、第三期計画策定に必要な基礎資料となるデータ集計・分析を行い、その結果を調査報告書にまとめることを目的とする。

また、年内を目途にこども大綱等が示される予定となっているが、子ども基本法第10条に規定されている「こども計画」を勘案し、計画を組み換える必要が生じることが予想されることから、第三期計画策定にあたっては「こども計画」の策定を包含することを視野に作業を進めるものとする。

4 委託業務の内容

（1）現状把握

市の関連資料等を基に、現状把握・分析を行う。また、基礎データの収集・分析、現行の第二期射水市子ども・子育て支援事業計画の検証を行い、その結果をニーズ調査等へ反映させるための資料を作成する。

（2）ニーズ調査の実施

ニーズ調査は幼児教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業に係る需要量や供給量を算出するための基礎資料となるため、子育て世帯に関する生活・教育実態や保護者の就労及び経済的支援に関する要望等についてアンケート調査を行う。なお、受託者は調査票の印刷、発送、回収、調査結果の集計・分析、報告書の作成までの一連の業務をすべて行うものとする。

ニーズ調査等の設計にあたって、第二期射水市子ども・子育て支援事業計画策定時に用いた調査票をベースとし、子育て家庭アンケート調査（子どもの貧困対策の推進に関する法律）、子どもの権利に関する施策推進計画に係るアンケート調査（射水市子ども条例）に留意するとともに、国の方針、県及び先進自治体の動向にも留意し、受託者が作成するものとする。

こども基本法第11条の規定に基づき、子どもの意見を反映させるための必要な措置として、児童・生徒等の意見を聞き取る調査を行うものとする。調査方法、対象者及び標本数等については、受託者からの企画提案を基に、市と協議し決定する。

① 調査対象者及び標本数

ア	未就学児童（0～5歳）の保護者	約1,500人
イ	小学生児童（小学1～6年生）の保護者	約1,000人
ウ	小学5年生の保護者	全員 （約800人）
エ	中学2年生の保護者	全員 （約900人）
オ	ひとり親家庭の保護者（射水市ひとり親家庭等医療費助成対象者）	約400人
カ	中学生、高校生	※受託者の企画提案を基に決定する。

※調査票は第二期射水市子ども・子育て支援事業計画策定時のニーズ調査票や子育て家庭アンケート調査票を基に、国の方針やモデル調査票を踏まえ、射水市子ども・子育て会議で決定する。なお、受託者は調査票案の設計検討にあたり、市に対し助言、情報提供、新たな設問案の提案などを行う。

※調査票の作成は、ア～カの調査対象者の区分毎を想定している。なお、国の方針等により、調査対象者等に変更が生じる可能性がある。

② 抽出方法及び宛名ラベルの作成

市は住民基本台帳から上記対象世帯を母集団として無作為抽出し、宛名ラベルを作成し、受託者へ提供する。

③ 調査方法

調査票は、郵送又はメール便により配布し、回収方法は原則Web回答とする。（郵送による回答も可）

受託者は、調査対象者がインターネット又はスマートフォン等から手軽に回答できるよう、Webによる調査仕様とする。（調査票に各調査対象者向けの調査内容へリンクできるURLまたはQRコードを印字するなど、Web回答がスムーズに実施できるよう工夫すること。）

調査票の印刷、返信用封筒の準備（調査票発送用の封筒は市のものを使用する。）、封入・封緘、宛名ラベルの貼付、発送、回収は受託者の費用負担で行う。

④ アンケート調査実施期間（予定）

令和5年12月～令和6年2月

※国の方針等にもよるため、実際の調査期間については、市と受託者で協議し、決定する。

⑤ 調査結果の集計、取りまとめ及び報告の期限

ア データの入力

・数値データの入力

・記述データの入力（自由記載欄をテキストデータ化し、意見の分類ごとにまとめる。）

※郵送により調査票を回収した分についても受託者がデータ入力を行うものとする。

イ 結果の集計・分析

- ・集計表及びグラフを作成すること。
- ・分析に関しては、市内全域、居住地域別及び年齢区分ごととする。
- ・市が必要とする情報については、市の指示に従いクロス分析を行うこと。
- ・集計に当たっては、国が指定する調査項目にはフラグを立てる等、国や県に報告する際に国指定の調査項目が分かるよう配慮すること。
- ・報告書の提出は令和6年3月31日までにすること。

(3) 会議運営支援等

受託者は、常に専門的な視点による提案、助言を行うものとし、射水市子ども・子育て会議（1回程度）に出席し、ニーズ調査票等の内容がわかりやすく審議できるよう、会議資料説明の他、円滑な会議運営等のサポートを行う。

なお、会議での意見等を会議録としてまとめ、その後の作業に反映させるものとする。

(4) 現状の分析と課題の整理

(1)の現状把握、(2)のニーズ調査の結果及び(3)の射水市子ども・子育て会議の意見等を整理し、市の子ども・子育て支援に関わる現状を分析し、課題を整理する。

(5) 需要量の推計、供給量・目標値の検討

(1)のニーズ調査の結果をもとに、各種事業の需要見込みを推計する。また、推計結果に、資料等から把握するサービス提供状況や見込み量、市の施策意向及び射水市子ども・子育て会議での意見等を考慮し、第三期計画における各種事業の目標値の設定に係る検討を支援する。

(6) 委託業務の成果品

本業務に係る成果品は次のとおりとし、委託期間満了日までに提出すること。ただし、市との打ち合わせ記録及び射水市子ども・子育て会議の会議録については、その都度電子メールにより提出すること。

① ニーズ調査結果報告書

ア ニーズ調査結果を分かりやすくまとめた調査報告書【概要版】

(A3判、片面カラー印刷) 20部

イ ニーズ調査結果を分かりやすくまとめた調査報告書

(A4判、両面カラー印刷、100ページ程度) 20部

ウ アとイの分析報告書の電子データ(CD-ROM)

1部

(電子データのファイル形式は、ワード又はエクセルとし、さらにこれらの電子データをPDFファイル化したものを納品すること。)

※ 受託者は、所定の成果品について市の検査を受け、検査の結果、合格を得て、業務完了とし、成果品の引き渡しを行う。

※ 本業務における成果については、すべて市に帰属するものであり、市の承認を受けずに複製し、他に公表・貸与してはならない。

5 その他

- (1) 受託者は業務処理上、市担当者と緊密に連携を図り、市担当者の指示により適宜報告を行い、必要に応じて、本業務遂行のため情報収集した資料を提出するものとする。
- (2) 市の所持する資料のうち、本業務に必要な資料又は情報は別途貸与するが、業務終了後は速やかに返納すること。なお、貸与を受けた資料等や本業務の成果は、市の許可なく外部に漏らしてはならない。
- (3) 射水市個人情報保護条例に従い、本業務に係る個人情報を適切に扱うこと。また、業務遂行上知り得た情報を第三者に漏らさないこと。
- (4) 本業務に係る成果品の著作権、所有権等の権利はすべて市に帰属するものとする。また、市は成果品のすべてについて、業務に必要な範囲で改変し、または二次利用する権利を有するものとする。
- (5) 本仕様書に定める業務履行が中止又は不能となるような事態等がなく、受託者の業務履行が良好であること及び令和6年度において第三期計画の策定支援業務が実施可能な予算措置があった場合、当該受託者との随意契約を予定している。
- (6) この仕様書に定めのない事項、又は不明な点がある場合については、市と受託者でその都度協議のうえ決定するものとする。